平成３０年（フ）第３号
山口県美祢市大嶺町東分1350－１　ダイワグリーンハイツＮｏ．１－203号、住民票上の住所山口県美祢市大嶺町東分1423番地
債務者　坂倉　美紀
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第９号
富山県射水市庄西町２丁目17番15号
債務者　らーめんひさちゃんこと　角崎　靖夫
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑　健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４号
秋田県横手市平鹿町醍醐字鰌田４番地２　アイリス和賀101
債務者　斉藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１２号
秋田県横手市駅南１丁目２番９号　グランデール拾参番館202
債務者　杉本　愁子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１８号
秋田県湯沢市西新町11番４号　第六由利コーポ１号室
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２５２号
岡山県浅口市鴨方町小坂西863番地１
債務者　北村　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
北九州市八幡西区本城３丁目５番50号（201）
債務者　名城　隆秀
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２９号
北九州市八幡東区諏訪２丁目14番28号
債務者　吉丸笑美子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５２号
北九州市八幡西区皇后崎町４番７号（二三荘201号）
債務者　川崎　孝次
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６０号
北九州市小倉南区北方２丁目６番30－1001号
債務者　福山　明子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６９号
北九州市八幡西区八千代町１番25号
債務者　大和　正典
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６号
北海道北見市北進町４丁目６番14号　宝ハイム203号、前住所北海道紋別郡遠軽町学田１丁目５番地22
債務者　川口　厚子（旧姓大河原）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1098番地７
債務者　髙瀬あつ子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１７９２号
埼玉県鴻巣市榎戸１丁目３番15号、旧住所埼玉県鴻巣市下忍3571番地５
債務者　手島　美明
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１２号
さいたま市南区白幡６丁目６番４号
債務者　柳井　貴裕
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３２号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目２番19号　かすみ台コーポ302
債務者　武樋　達也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係